

令和4年度 事業計画

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1 基本方針

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展する中で、誰もがいくつになっても活躍できる社会の実現が求められており、企業においても70歳までの就業機会の確保が努力義務とされる中、シルバー人材センターは、人手不足分野等での就業機会の開拓や地域の実情を踏まえた就業機会の提供などの取組強化が求められている。

このような社会情勢の中、茂木町シルバー人材センターには、自主的・主体的な運営及び協働・共助等シルバー事業の理念や基本方針のもと、就業機会を確保・提供することにより、茂木町の高齢者が元気に働き、地域社会の活性化など、当センターの社会的役割を果たしていくことが期待されている。

そこで、令和4年度は、当センターの「イメージアップ」「会員の確保」「就労機会の開拓」及び「財政基盤の強化」に取り組み、高齢者一人ひとりが自立し、地域社会の中で健康で生き生きと活躍できる社会を築いていくために「シルバー人材センター事業」を展開していく。

2 シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

当センターは、茂木町内の60歳以上の不特定多数の高齢者を対象に会員を募集し、次の形態で「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業の機会を提供する。

① 請負・委任

民間や公共から請け負った仕事について、当センターの会員である者に対し「請負・委任」契約により就業を提供する。

② 職業紹介

栃木県シルバー人材センター連合会との職業紹介事業実施に関する協定に基づき、60歳以上の求職者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る雇用就業を紹介する。

③ 労働者派遣

栃木県シルバー人材センター連合会と労働者派遣事業実施に関する協定に基づき、60歳以上の派遣労働を希望する高齢者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る派遣労働を提供する。

(2) 就業機会確保事業

当センターは、会員の就業機会を確保するために、次の事業を実施する。

① 普及啓発事業

当センターの活動状況を会報等で広く周知し、センターのイメージアップを図り、働く意欲のある高齢者の入会促進に向け次の取り組みを行う。

- ア、広報活動
 - ・会報「シルバーもてぎ」の製作・配布
 - ・ホームページの更新、もてぎあいあいテレビ(11ch)等の活用
 - ・会報、チラシ等の施設窓口への設置
- イ、入会促進
 - ・入会説明会の開催
 - ・会員の声かけ及び入会キャンペーンの実施
 - ・女性会員の入会促進
 - ・茂木町のジョブセンターとの連携
 - ・入会案内パンフレットの作成・配付
- ウ、イベントの実施
 - ・会員及び入会希望者向けの研修会の開催
 - ・社会奉仕活動の実施
 - ・シルバーの日の開催
 - ・会員作品展の開催

② 安全・適正就業推進事業

安全・適正就業の推進に努め、法令遵守での就業に向け次の取り組みを行う。

- ア、安全・適正就業推進委員会の活動
 - ・安全・適正就業推進委員会の開催
 - ・就業実態の把握及び指導のため巡回指導
 - ・安全パトロールの実施
 - ・各種チェック表の継続活用による安全就業意識の向上
 - ・適正就業のための自主点検の実施（コンプライアンスの遵守）
- イ、講習会・研修会の実施
 - ・安全就業のための講習・研修会の実施

③ 就業開拓事業

高齢者に相応しい仕事の受注を確保するために次の取り組みを行う。

- ア、開拓計画
 - ・独自事業の開発のための調査・検討
 - ・空き家管理事業の実施状況確認と課題改善等の検討
 - ・役員等による一般家庭及び企業訪問
- イ、その他
 - シルバー人材センターで行う労働者派遣事業及び職業紹介事業についての周知

④ 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

家事援助サービスや地域における人手不足分野等への支援を拡大する。

3 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿った運営を行うため次の事業を行う。

(1) 会 議

① 理事会

業務執行状況の確認・検討、インボイス制度への対策を含む財政基盤強化の検討及び会員の入会承認など、当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するために、年5回程度開催する。

② 監事による監査の実施 1回

③ 定時総会の開催 1回

(2) 研 修

① 役員・各委員・職員による視察研修